

参議院内閣委員会會議録第五十九号

(一〇六二)

昭和二十七年七月二十三日(水曜日)午
後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君
成瀬 幡治君

委員

愛知 揆一君
岡田 信次君
郡 祐一君
楠見 義男君
竹下 豊次君
江田 三郎君
上條 愛一君
波多野 鼎君
栗栖 勉夫君
松原 一彦君
三好 始君

國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君
電氣通信大臣 野田 卯一君
建設大臣 大野木克彦君

政府委員

行政管理局次長 中川 融君
行政管理局長 森永貞一郎君
大蔵大臣官房長 村上 一君
大蔵大臣官房文書課長 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

事務局側

常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件

○經濟審議庁設置法(内閣提出、衆議院送付)

○經濟安定本部設置法の廃止及びこれに伴う關係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) それでは内閣委員会を開会いたします。

○經濟審議庁設置法案、經濟安定本部設置法の廃止及びこれに伴う關係法令の整理等に関する法律案を議題といたします。

○松原一彦君 私は野田國務大臣にお尋ねをいたしたいと思うのですが、行政組織法上に現れたる行政の諸機關は時の政府が行政責任を果す上の必要な手段でありますから、政府の性格或いは政策によつてきめらるべきものであると信じております。従つてこれが改廃につきましては、その行政責任が果されやすいようにすることが當然でありますから、できる限り政府提案を承認いたしたいのであります。若しそうでなかつたならば否認すべきものであらうと思ひます。これを性格の一変するよるな改廃を加えるべきものではないと私はこの思ふのです。若し政府の立案の本旨に背いたよるな大改正を国会が加えた場合は、これは當然政府の不信任を意味するのだと思ひます。若し

これが成立した場合には、政府は私は重大なる覚悟をば持たなければならぬと思ふのであります。この点につきましても御所見を伺ひたい。

第二には、今回の行政機構の改廃、整理につきましては、これを通覧しまして、実は只今申しましたよるな政府の性格或いはその政策によつてきめらるべき条件を持つたものは殆んどない。ただ機構の若干の改廃に過ぎないのである。大した内容を持つたものではないよるに私は思ひますが、併しそのうちで二つだけこの政府の主張若しくは性格から現れたものがあると思ひます。それは第一は、經濟審議庁であり、第二は保安庁法案であらうと思ひます。これは政府の性格がはつきりと現れておるよるに思ひます。經濟審議庁におきましては、經濟政策を如何に取扱うかという基本的な問題がここに含まれておりますから、従来のごとき安本の組織を退けて、そつして政府が自由な經濟機構の上に、或いは經濟政策の上に、各省にその基本方針を立てさせてやつて行こうという上に設けられたる新しいものだと思ひます。ところがこの經濟審議庁の御提案に對しましての最初の提案理由の説明には、周東長官と野田長官との間に大きな食い違ひがあつたことは、皆さ御承知の通りであります。野田長官もこれは御承知であつたはずであります。周東長官の説明によりますと、長期經濟政策の策定といふたよるなことが主となつておりま

す。各省に主管のきまらん問題の企画立案等を行い、且つ総合的な調整を行うといふことになつております。野田長官の御説明、特に佐々木議員の質問に對しましては、經濟基本政策の総合調整といふよるなものは、第三者的な立場に立つて仲裁するといふ軽い意味のものであつて、而も成るべくかよるなことはないと希望するといふ意味のお答えがおります。私はこの際これで見るといふと、政府は誠に荷厄介なものをしてよい込んだといふ感じがする。經濟安定本部は廃止するが、併し何かの形を以て残しておかねばならん。併し成るべくならば、このよるな機關の仕事のないことを希望するといふよるな含みがあつたよるに思ひましたのであります。その際にも私は申したのであります。行政簡素化のために、それならばむしろこの際かよるな荷厄介な機關はおよしになつたほうがいいのではないかと、かよるに申上げたことを記憶いたしております。この点につきましても、私も今日までこの經濟審議庁法案を審議する上に非常な矛盾を感じて参つておるのであります。ところが委員会の大勢は、先般衆議院の案について續つておりますが、委員会といたしましては、大勢的に見て、私の所見では自由主義經濟であるが、基本的な計画は當然なくてはならん。更に長期の經濟計画がなければ、各省間における調整の基準がなつて参つて一応の停頓を見たのであります。これが今日は新しい案としてここに現われようかといふ段階

でなければ意味をなさぬ。従つて日本の現在の政治面から見て、經濟審議庁は周東長官の説明にありましたよるに、長期經濟計画の策定或いは企画等の基準を定め、進んで予算編成の基準にまで及ぶべきものであつて、各般の國民生活、或いは労働者の福祉増進等に對しても、周到な基本をここの計画作成しなければならぬものだ、かよるに要求する声が多かつたと思ひます。さよるなところからこれを総合して案を提出する委員会の意見をとりまとめた案が、修正案が、未定稿ではあつても一応現れたのであります。かよるな野田長官の御説明とは違つたよるな、性格の変つたものであつたよるな大きな修正が加えられても御承認になるものか、私も審議の上から疑ひなきを得ないのであります。無理に押しつけることは行政責任を持たるる行政機關の當然のあり方として私は面白くないのではないかと、けれども、今日までの審議の大勢はよほど違つたものになつて参ろうとしたしておるのであります。特に総合意見としての案が、専門家の立場から特に強く主張せられて説明せられたものは、外國の投資とその事業關係について大蔵省からその権限、機能の全部を移管するといふものであつたのであります。これによつてこの審議はな数日の時間を要するといふところまでなつて参つて一応の停頓を見たのであります。これが今日は新しい案としてここに現われようかといふ段階

になつております。この栗栖私案を、栗栖私案と申すべきものか、仮にさように申してこれを審議する場合に、政府はこの修正案に対して若干御相談をお受けになつたように栗栖委員からは承わつておりますが、野田長官はこれをお受けになる御用意があるのかどうか、お受けにならないと、これを審議することは無駄であります。又お受けになるというならば、我々は努めてこの案を精査して、そして万手落のないものにせなければならぬのであります。この案のそも／＼の考え方は第一名称においても違つてゐるのであります。名称においても経済企画庁、或いは総合経済庁等の名称も考えられております。従つてその内容においても大きな変化を持つものであります。先にも申しましたように、当面の政府の責任行為である行政運営において、私どもの所見では閣内においてもいろいろ違つた意見があるかのように思われる。それをば委員会が強引に押しつけるということは、私は如何かと思つております。そうなりますと、結局これは原案をそのまま認めるか、或いは若干の字句の修正を加えるか、若しくは否認するかということにもならざるを得ないのであります。が、この経済審議庁法案は他の外局を内局に変えよとか、部を監にするとかいうような機軸いじりではなくして、内閣の性格に基いた重大な問題であると思ひますので、念のために政府のお考えをお聞きしまして、この修正案の審議に入るのが適當ではないかと思ひます。そういう意味から一応野田長官の御所見を伺いたいでございませう。

○国務大臣(野田卯一君) 只今お話の

ありました栗栖案と申しますのは、今私ちよつと見せて頂きましたのでございませうが、名前は余り変つておりませう。それですから、それは松原さんのおつしやつてゐるのは今配られたのでお話しになつてゐるのでございませう。

○松原一彦君 これは一昨晩までは総合経済庁として現われておつたのであります。併し名称には一応触れないで、経済審議庁設置法案の修正として内容の検討に入つたのがいわゆる栗栖氏の、全委員の意見を綜合せられた専門的見地から見られておつたものになつたものであります。それが今回又變り参つておるのであります。これを審議する前に只今の野田国務大臣の御所見を承わつておきたい。

○国務大臣(野田卯一君) 私は前の古いことについては知らないものであります。が、今日配られましたものにつきましては、今ちよつと見せて頂きました。政府といたしましては、原案を提出しておるのでありますので、私政府の担当者として、原案の線でお認め願ひたいということをお申上げざるを得ないと思ひます。先ほど申されました、私の説明と、経済安定本部長官の説明とは食い違つておるというような感じをお受けになつた点につきましては、総合調整の問題であらうと思ひます。で、私が佐々木委員にお答えいたしました総合調整の説明は、佐々木委員の言われることだけについて私は説明をいたしておつたのであります。もう一面のことを申さなかつたために誤解が生じたと思つたのであります。それで総合調整は、この経済審議庁

の大きな任務が長期経済計画の策定であるとか、或いは総合国力の測定であるとか、或いは又国民総生産、国民所得の全体の調査、それから分析、こういうようなことにあるというところは、恐らく安本長官もおつしやつたのじやないかと思ひます。が、そういう審議庁でありませうから、各省がそれ／＼の所管に属する基本的な経済政策を立てる場合には、当然審議庁に相談をするということとを考へてゐるわけでありませう。それから又各省でそれ／＼立てる案の中で他の省もいろいろ管掌する事務が多い、そういうものにつぎまして意見が合わないときにおきましては、安定本部がその裁定と申しますか、仲裁役をいたすということも当然考へられて来る点であります。そういうようなことのお話を全部申上げるまでに至つておらんかたのでありますので、誤解を生じたのではないか、こういうふうに考へておるのであります。これらの点につきましては、私と安定本部長官とが同時にこの委員会に出席いたしまして、同じ答弁を申上げておられますので、それによつて御了承を得たいと思ひます。

それから今回の行政機構の改革の案の中の重要部分について否認されたのは云々といふことがございましたが、私は只今松原委員がお示しになりました通りに、行政をいたす責任のある政府が、こういうふうな組織で行政するのが自分たち、現内閣にとつては最も都合がいいという研究の結果おつしやつておるのでありますから、それをできるだけ尊重して御審議をお願いしたい、そういうふうに考へておるし、又必ずその気持を酌んでいろ／＼

と御審議をして下さるものと信じておる次第であります。

○松原一彦君 私も速記を全部は讀んでおりませんから……と申しますのは、速記が実はまだ揃つておらんのであります。速記に現われた分と、私の手控えから記憶を申上げたのに過ぎませんから、これはなおよく速記から質して見る必要があると思ひますが、併し大体においては委員諸君の了解もその点にあつたと思ひます。今度の栗栖私案なるものが現われますまでの経過には、これは栗栖氏の専門的な見解からではなくして、委員全体の意見の総合と再三繰返して栗栖委員からお話があつております。併し栗栖委員は経済的な専門家中の専門家でありませうから、十二分にこれはその専門的見地から御覧になつて立案せられたものの中には多数あると信じます。特に、これは外務省から、事務のすべて、機能、権限を移さねばならぬといふほどの強い御主張があつたのであります。それがまだよく讀んでおりませうが、ここに新しい修正案となつて現われておりますのを見ますと、よほど違つたようなものにも思われませう。いづれあとから御説明があると思ひますが、この程度のものであれば、政府は修正に應じられるというお考えがあつて全員一致の修正可決になるものかどうかと申しますのは、これは栗栖氏も非常に慎重に考慮せられて野田長官とは相当御相談になつたといふことを承わつております。なお、この立案の文字などについても長官御承知のはずであります。昨晩の間違ひなどはよく御承知でありますから、(笑聲)

それならば、これは自由党も当然政府と同調してこの程度ならばお承知になるというところであるのかどうかということをお承わつておきませうと、私はどう考へて見ましたも、かような性格を持つた機関は、その性格を変えるような改定に對しましては、勢ひ政府の不信となる、かように思ひますので、無駄な骨折をしないために念を入れて伺つた次第であります。この修正案ならば政府も御承認になり、なお手続のかた／＼も異議なくお承知になるかどうかを伺つておきたい。

○委員(河井彌八君) ちよつと委員長として申述べたいことがあります。栗栖君の修正案は私も拝見いたしました。二案あります。併しながらこれはまだ正式に発表せられたとはどうも認め難い点もあつたのであります。従つて今松原君の御質問はこのどちらの案が正式に提出せられたかということをはつきりいたしまして、そして御質問になつたほうがいかに考へます。つきましては、私は栗栖君に伺ひますが、この提案はなされたものであるかどうかといふことをもう一度確かめたいと思ひます。

○栗栖勉夫君 提案はまだいたしておりません。その間の事情をちよつと附加えて申述べたいと思ひますがよろしくございませう。

○委員長(河井彌八君) よろしくございませう。

○栗栖勉夫君 これは前に小さい文字でガリ版のようにいたしましたのは、あれはペンで仮案と書いてあります。が、案の体形はなしておらんのであります。ただ皆さまの御質問の中の重要な問題をピックアップしておりました。

なりますかと、かようにお尋ねして
るのです。

○委員(河井彌八君) この際諸君に
申し上げます。栗栖君のお考えが大体わ
かつて参りました。従つてここに提出
されておりますこの修正案そのもの
につきましては、なお検討の必要があ
ると思ひますから、暫らく懇談会を開
くことにいたします。どうぞさうに
御承知を願ひます。速記はやめて。

午後二時三十二分速記中止

午後三時三十一分速記開始

○委員(河井彌八君) 速記を始めて
下さい。それでは休憩いたします。

午後三時三十二分休憩

午後八時七分開会

○委員長(河井彌八君) これより内閣
委員会を開会いたします。

経済審議庁設置法案及び経済安定本
部設置法の廃止及びこれに伴う関係法
令の整理等に関する法律案を議題とい
たします。只今栗栖君から修正案の提
出がありました。この修正案をも併せ
て議題といたします。つきましては修
正案の朗読をいたさせます。藤田専門
員をして朗読をいたさせます。

〔藤田専門員朗読〕

経済審議庁設置法案に対する修
正案

経済審議庁設置法案の一部を次の
ように修正する。

第三条第一号から第三号までを次
のように改める。

一 長期経済計画の策定

二 二以上の行政機関の経済施策
に關連する総合的且つ基本的な
政策の企画立案(特定の行政機関

の主管に属するものを除く。)

三 経済に關する基本的な政策の
総合調整

第四条第十三号中「経済」の下に
「外国為替予算並びに外国投資家の
投資及び事業活動を含む」を加え、
同条第十七号中「国民生活の安定」

年法律第 号」を「ハ 特殊土壌、
電源開発促進法(昭和二十七年法律
(昭和二十七年法律第九十六号)に改める。

第五条中「三部」を「四部」に「総務
部」を「調整部」に改める。

第六条中「総務部」の下に「調整部」
を加える。

第七条第十一号中「貿易」の下に
「外国為替」を加え、同条第十六
号中「国民生活水準」の上に「労働
状態及び」を加え、同条第十八号中
「前七号」を「前八号」に、「他の
行政機関の所掌に属さない総合的経
済政策」を「二以上の行政機関の経
済政策に關連する総合的且つ基本的
な政策(特定の行政機関の主管に属
するものを除く)」に改める。

第八条に次の一号を加え、同条を
第九条とし、以下順次一条ずつ繰り
下げる。

五 特殊土壌、地帯の災害防除
及び振興に關すること。

第七条第十号の次に次のように加
え、同条中「十一」を「一」に、「十二」を
「二」に、「十三」を「三」に、「十四」
を「四」に、「十五」を「六」に、「十
六」を「七」に、「十七」を「八」
に、「十八」を「九」に改め、同条
第十九号を同条第十一号とする。

の下に「及び労働状態の改善」を加
え、同条第十八号中「他の行政機関
の所掌に属さない総合的経済政策」
を「二以上の行政機関の経済政策に
關連する総合的且つ基本的な政策(特
定の行政機関の主管に属するもの
を除く)」に改め、同条第十九号中
「ハ 電源開発促進法(昭和二十七
年法律第 号)」を「ハ 特殊土壌、
電源開発促進法(昭和二十七年法律
(昭和二十七年法律第九十六号)に改める。

調整部の事務)
第八条 調整部においては、左の事
務をつかさどる。
改正後の第八条第四号の次に次の
一号を加える。

五 外国投資家の投資及び事業活
動に關する基本的な政策及び計
画の総合調整に關すること。
附則第一項中「七月一日」を「八
月一日」に改める。

経済安定本部設置法の廃止及び
これに伴う関係法令の整理等に
關する法律案に關する修正案
経済安定本部設置法の廃止及びこ
れに伴う関係法令の整理等に關する
法律案の一部を次のように修正する。

第十条(臨時金利調整法の一部改
正)中「経済審議庁総務部長」を「経
済審議庁調整部長」に改める。

第十六条(国立国会図書館法第二
十條の規定により行政各部門に置か
れる支部図書館及びその職員に關す
る法律の一部改正)を削り、第十七
条(国家公務員のための国設宿舍に
關する法律の一部改正)を第十六条
とし、以下第二十九条(国有財産特

別措置法の一部改正)まで順次一条
ずつ繰り上げ、第三十条(電源開発
促進法の一部改正)中「第四条及び
第九条」を「第四条、第十条及び第
二十三条」に、「第七条」を「第八
条」に改め、第九条第三項第五号の
改正規定を次のように改める。

第十條中「十五人」を「十四人」に改
める。

第十條第三項第五号、第六号及び
第七号を次のように改め、同項第八
号を第七号とする。

五 経済審議庁長官
第六 自治庁長官
第十條第四項中「第八号」を「第
七号」に改める。

第三十條(電源開発促進法の一部改
正)を第二十九條とする。
第三十一條(経済安定本部の残務
整理)を第三十條とする。

附則第一項中「七月一日」を「八
月一日」に改める。

○江田三郎君 只今提案になりました
経済審議庁設置法案につきまして、簡
単に大臣に質問したい点がございま
す。それは原案の第七條の、十四に當
るところでございまして、私もこの
第七條に特に公共事業及びこれに關
する資金に關する基本的な政策、及び
計画の企画立案及び総合調整に關する
こと、こういうことを、一項目附加え
るべきだという考をお持ちであつた
わけでありまして、これは私がひと
り申すのではなくて、委員会の多くの
方々が同じような意見を持つておられ
まして、それにつきましては委員会
で出た多くの発言を整理されたと言われ
る、最初に出ましたいわゆる栗栖案、

栗栖さんはそのお名前を嫌われます
が、いわゆる栗栖案というものに載つて
おつたわけでありまして。私もがこう
いうような項目を一つ必要とすると思
へましたのは、特に経済審議庁が長期
計画を立て、或いは国土の総合開発或
いは電源開発というふうな、この総合
的な政策に携わる点からいたしまし
て、そういう点で最も大きなウェイト
を占めるところの公共事業に關する
ところの資金或いはその全体的な基本
的な技術計画というふうなものは、一
大きく浮き出させておくべきである。
こういう考えてやつておつたわけであ
りますが、その後いわゆる栗栖案は二
三點加へまして、今朝議になりまし
た修正案のもう一つ前に出されよう
としたところにも、財政という次に公
共事業費を含むというふうな、そうい
う修正案が出されることに意見の一致
をみておつたわけでありまして。そこ
がそれに対しては、野田大臣のほう
から公共事業費を含むということを
ここに入れるのは適切でない、第一公
共事業費というふうな費目はないの
だというお話があつたわけでありま
す。私は公共事業費という財政上の
費目はないといひました。恐らく
常識的に公共事業費というものは我
々の頭の中にあるわけでありまして、一
般概念として、公共事業といふもの
は今も残つておると思ひます。要する
に私たちが問題にいたしましたのは、
道路或いは河川或いは港湾、
土地改良、その他のそういうふうな事
業に對しまして、国家資金を大きく使
つて行くところの、従来公共事業費と
して扱つておつたかような事業を指す
のでありますが、これはどう扱われる

ものを作る以上はこれに或る企画立案、計画性を、政府の政策全体について計画を与える役割というものをこの経済審議庁に与えるのが当然でないかと思つておりましたところが、今申上げましたような妙な性格のあいまいなものとしてここに提案せられております。従いまして、内閣委員会の審議の過程においてこういうような妙なものならばむしろないほうがいいんじゃないか、あつたつてしやうがないじやないかというような意見が委員諸君のなかからしばしば出しましたのも当然のことであると私は考えます。そういうような非常にお粗末な原案でありましたために、委員諸君の頭を悩ませることが多かつたと思いますが、併し熱心な討議をいたしまして、そうしてできるだけいい性格のはつくりした機関に行きたいという熱意をどなたもお持ちになつたことと思います。そうしてその熱意の結集するところが何とかしていい修正案を作りたいというようなところに集つて参りました。共同修正案の議が進んで参つたのであります。ところが共同修正案の作成の過程におきまして、いろいろの行き違いと申しますか、我々政治家としての生活のなかで私としては甚だ不愉快な場面にも逢着いたしました。とにかく曲りなりにも修正案ができたのであります。この修正案を見ますと、政府原案よりはよくなつております。そのことは率直に認めなければならぬと思います。第三条の問題にしましても、その他の問題にしましても政府原案よりはよくなつておることは事実であります。併し私が遺憾の意を表しながらこれに賛成せざるを得ないと申上げるのは、

我が党といたしましては、この経済審議庁の問題につきましてはすでに一カ月以上前に党の態度を決定いたしておおりました、これを明確な企画庁として再編成する、特に大蔵省の主計局をここに移して予算編成の点までもこの審議庁、ここでやらせるようなそういうふうな修訂の過程におきまして一つの独自の修正部分というものを考えたのであります。これは私人が考えたのではなくて、改進黨の松原君、三好君、それから社会党の江田君、成瀬君、綴風会の本見君、我が党の上條君等が集まりまして作り出した一つの修正案があつたのであります。併しこの修正案につきましても多数の御賛同を得ることができない羽目に陥りまして、我々としてはこの我々が共同して作った修正案を出して負けるか、それともこの本見君が出された修正案に賛成したほうがいいかということに非常に苦慮せざるを得ない羽目に迫られたのであります。私どもとしましては、原案よりも幾らかいいものであるという意味において賛成をするものであります。これに賛成することとは、言うまでもなく政府原案というものに對する強い不信任の意味を表わすものであるということを政府の諸公においても銘記して頂きたいと思うのであります。我々先ほど読み上げました、諸君

と共同で作りました修正案には、今要
瀬君が出ております修正案以外に、
先ほどから問題になっております公
事業費及びこれに要する資金に關する
基本的な政策を企画、立案することと
いう一つの独立の項目も設けておりま
す。又外國為替予算の準備に關する總
合調整を行うということ、それから國
際的に供給の不足する物資及び電力の増進に
關する基本的な政策の企画、立案及び
總合調整に關することというやうな
ものを入れました修正案を出したかつた
のです。これが通ればと思ひましたけ
れども、先ほど申したやうな意味にお
いて遂に引込めざるを得ない羽目に陥
つたのであります。この点返すす返え
すも遺憾の極みであります。私もはこ
の原案並びに修正案を除く原案に賛成
するに當りまして、以上の所見を申述べ
て賛成の意を表するものであります。

○松原一彦君 私に改進黨を代表して
本案に賛成の意を表します。

本案は經濟政策上の企画庁か、或い
は省庁間の對立を調整する機關である
か、当初から実は迷わざるを得なかつ
たのであります。若し後者であるとす
るならば、無用の存在であり、むしろ
行政整理のためには否決すべきもので
あると信ずる節がございました。又前
者に重きを置くのであるとするなら
ば、かねて只今波多野君からも申されま
した通り、衆議院の審議の際に右派社

会党と改進黨は共同して修正案がすでに提案してあるのであります。この修正案はその題名を經濟企画庁設置法と改め、企画的性格を多量に持たせ、そうしてこの主たる事務の中に国の予算編成方針の策定という項目をも入れてあるのであります。でありますから、改進黨としましてはかような意見を持つておりますが、こうなりますと、いうと、これは政府の意圖せられておるものと一致するものか、或いは性格的に違つたものが出る虞れすらもあるのであります。併し私どもはいやしくも政府が提案の際に御説明になつた通りに、日本の現段階としましては長期の經濟計画が要る。又今後新たに起つて来るところの国防力の充実、その他各種の經濟上の問題があつて、これが基本的な研究調査等をもしておかなければならないという、この御説明に従つても、これは当然我々が希望すべき性質を持つて然るべきものとは思つたのでございますが、併し長い間の審議を通して政府の御意見を質し、又同僚諸君の御所見をも伺つて、この修正は成立しない、遺憾ながら成立しないといふことを承知いたしました。然らばむしろ行政整理の目的に副うように無用の存在として否認すべきものではないかと思ひましたが、これ又今日の情勢においては許されません。河井委員長が長い日に亙つて熱心におとりまとめのお骨折をせられましたことを多としまして、努めて委員間の意見の集約と整理とに我々も賛同して参つたものであります。併しその過程を顧みますると、あたかもこの法案が經濟上の調整機関であるように、この委員会も又研究討議という

ような会ではなく、何か不明朗な受給に終始した儘が多量にあるのであります。かようなことは我々内閣委員会としましても将来のために今後とはつてはならない。もつと明朗に、秘密会、懇談会等というよりも、堂々と各所見を戦わせて、そうして信ずるところに向つての討議を行い、そうして至誠を尽して他の諸君の賛同を求めて、その結果を待たねばならないのもであらうと思います。非常に不明朗なる委員長の御苦勞はありましても、結果としましては私は遺憾なことになつたことを残念に思うものでございます。自由経済政策をとらるる現内閣としましても、只今波多野氏も言われました通り、我が国の現段階にありましては長期経済計画等を要するのであります。重要政策の基本的なものを持たなければ当面の問題に対する調整上の基準が立たないのであります。さううな意味からいたしましてここに提案せられました栗栖案につきまして、本来のものが党の主張とは遙かに遠いものでありますけれども、今回の審議の過程に顧み、且つ栗栖案について一昨夜の比較的網羅したる意見の集積から離れたとは言え、これに参加して努力を尽して参りました責任上私どもは今更反對することを許しません。従つて所期の目的とは遙かに遠いのでありますものが、職責上ここに賛成の意を表するものであります。なお、かくのごとき審議の態度は今後繰返されないことをば希望いたしておきます。

○中川幸平君　私は自由党を代表いたしました、只今上程されました経済審議庁設置法案、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に

の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について、修正案が出ておるわけであり、この修正案につきましても、委員多数のかたの共同による修正案であり、その内容も各委員よく御承知のことであり、非常に重大なものでありますから、速記にとどめて頂くことにいたしまして、朗読を省略せられては如何かと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) ここに楠見君から御発言になりましたこの修正案の朗読は省略して速記にとどめるとのこと、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに決します。

それではこの両案につきましても、御質疑もないようでありますので、討論に入ります。

〔討論なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木直人君 私は提案されました大蔵省設置法の修正されました部分について反対をいたす部分があり、その修正案全体に対して反対をせざるを得ないことを申し上げたいと思ひます。従ひまして、私の考えておるのは、衆議院から送付されました原案全部に賛成であるということになるのであります。修正案に反対するところの理由につきましても、以前におきまして、農林省設置法の一部改正する法律案、通産省設置法などの場合における修正案に反対したと同様でありまして、この原則であります外局の庁を内局にするという原則に反対する部分がこの法案の修正部分にもあるものであります。即ち国税庁を徴税局にしよ

うとするところの原案に對しまして、元に戻しまして、同じく国税庁に復活する、この修正案があるものであります。この点につきましても賛成することができないわけであり、その点を明らかにいたしまして、反対の意見にいたします。

○楠見義男君 私は只今提案されております大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、緑風会を代表いたしまして、提案された修正案を含めた原案に賛成をするものであります。

修正案中の部の問題、及び外局たる国税庁の存置の問題につきまして、昨日農林省設置法の際に詳細その理由を述べたと全く同一の理由であります。従つて賛成の理由につきましても、こ

こで詳細申し上げることを省略いたします。ただ、今回大蔵省の外局である造幣局及び印刷局がこの改正案によりまして大蔵省の附屬機関になつたのであります。その附屬機関になることについて承認いたしましたにつきましては、将来これらの機関は公共企業体に移行すべきものである。こういうような意見を持つておるものであります。従つてそういう意味で原案に賛成をしたようなわけであり、政府におかれましても、この公共企業体移行の問題については、とくと今後の問題として考究を願ひたい。この希望だけを附加して申し上げておきます。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますからこれから採決しようと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは先ず以てこの両案に對して提出せられた修正案を問題といたします。修正案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。

次に修正案を除きました原案の原案について採決をいたします。賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。よつてこの両案は修正議決せらるべきものと議決いたしました。

賛成の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

成瀬 橋治 竹下 豊次

楠見 義男 江田 三郎

上條 愛一 栗栖 勉夫

松原 一彦 三好 始

○委員長(河井彌八君) なお、委員長報告は委員長に御一任願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは明日は午前十時から開会いたします。今晚は遅くまで御苦勞でありました。有難うございまして、これを以て散会いたします。

午後九時十三分散会

〔参照〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

目次の改正規定を次のように改め

る。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五条―第十三条)

第二節 附屬機関(第十四条―第十七条)

第三節 地方支分部局(第十八条―第二十六条)

第一款 財務局(第十九条―第二十二條)

第二款 税関(第二十三條―第二十六條)

第三章 国税庁

第一節 総則(第二十七條―第二十九條)

第二節 内部部局(第三十條―第三十八條)

第三節 附屬機関(第三十九條―第四十一條)

第四節 地方支分部局(第四十二條―第四十七條)

第四章 職員(第四十八條―第四十九條)

附則

第四條第二十三号の改正規定のうち第二十二号中「税務職員(徴税局、国税局及び税務署の職員(国税局協議団以外の国税局の附屬機関の職員を除く。以下同じ。))」を「国税庁の所屬職員(協議団以外の国税局及び国税局の附屬機関の職員を除く。以下同じ。))」に改める。

第四條第三十一号から四十号までの改正規定のうち第四十五号中「総合調整」を「事務の取りまとめ」に改める。

第五條第一項の改正規定中「七局」

を「六局」に改め、「主税局を「主税局(徴税局)」に改め、同条第二項から第四項までを削る。」「同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。」に改める。

第六條の改正規定中第七項を次のように改める。

7 主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

第九條第一項を改正する規定を次のように改める。

第九條第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税倉庫」に改め、同号を同項第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

第九條第二項の改正規定を次のように改める。

第九條第二項中「第三号から第八号まで」を「第四号から第九号まで」に改める。

第十條第五号中「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。))」を削り、同条第十号から第二十二号までを次のように改める。

十 紙幣類似証券の取締を行うこと。

十一 金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十二 金地金(齒科用金地金を除く)の価格を決定すること。

十三 資金運用部資金を管理及び運用すること。

第三十五條及び第三十六條を削り、同改正規定のうち第三十七條を第四十八條とする。

第五十八條を第三十八條とする改正規定中「第三十八條」を「第四十九條」に改める。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように改正する。

第七條（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）中の第一條第三号の改正規定を削る。

第七條（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）中の第一條第二十三号の二から第二十五号までの改正規定中「第二十八號」を「第二十九號」に、「第二十九號」を「第三十號」に、「第三十號」を「第三十一號」に、「中央選挙管理委員」を「中央選挙管理会」に改め、第十三号を第十四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 地方財政審議会の会長及び委員

第七條（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）中の第二條の改正規定中「第十六號」を「第十七號」に改め、第三條の改正規定中「最高裁判所長官又は」を「最高裁判所長官、人事院総裁又は」に改め、

第九條の改正規定中「第十七号から第二十六号」を「第十八号から第二十七号」に改め、第十條の改正規定中「第二十七号」を「第二十八号」に改め、第十條の二の改正規定中

第七條（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）中の別表第一の改正規定中「人事官及び検査官」を「検査官」に改め、

「文化財保護委員会委員長」を「文化財保護委員会委員長」に改め、「土地調整委員会委員長」に改め、「中央更生保護委員会委員長」及び「皇太后大夫」を削る。

に改め、「全国選挙管理委員会委員長」及び「中央更生保護委員会委員長」を削る。

第八條（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第十條（所得税法の一部改正）から第十四條（資産再評価法の一部改正）までを削り、第十五條（租税特別措置法の一部改正）を第十條とし、第十六條（国税徴収法の一部改正）から第二十二條（しよら、専売法の一部改正）までを削り、第二十三條（金管理法の一部改正）を第二十一條とし、以下順次十二号ずつ繰り上げる。

繰り上げ後の第二十三條（会社更生法の一部改正）の次に次の一條を加える。

（図書館法の一部改正）
第二十四條 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

「第二十八号」を「第二十九号」に改め、第十條の三の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に改め、第十三條の改正規定中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

「検査官」
「国家人事委員長及び国家人事委員」
「国立国会図書館長」
「国家公安委員会委員長」
「文化財保護委員会委員長」
「土地調整委員会委員長」
「中央更生保護委員会委員長」
「皇太后大夫」
「地方財政審議会委員長」

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

七月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願（第三三〇二号）
第三三〇二号 昭和二十七年七月二十二日受理
東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願

請願者 東京都千代田区代官町二東京学生会館内 入江善重郎

紹介議員 岩間 正男君
東京学生会館を予備隊が接収する由伝えられていたが、同会館は昭和二十年、当時の学徒援護会理事長であつた故藤野恵氏の発意によつて開館され、学生の自治によつて運営されている建物で建

物内には、学生アルバイト相談所があつて最近では毎日千名を超える求職者が之を利用しているから、これを予備隊に接収することは貧しい学生の生活を脅やかす結果となるから、このような計画を撤回せられたいとの請願。